

佐賀県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十二年二月五日

佐賀県知事 古 川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

神崎市脊振町服巻字山口四七九二の一五四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び神埼市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）